

障害者差別解消法が変わります！

# 令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への  
**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら  
共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、  
このリーフレットを通じて考えていきましょう！

## 改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

## 目次

- 表紙 ..... 1
- 共生社会の実現に向けて ..... 2
- 合理的配慮の提供とは ..... 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ ..... 6
- 不当な差別的取扱いとは ..... 8
- 障害のある人へ適切に対応するための  
チェックリスト ..... 10
- 困ったときは ..... 12

